

第 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 8 月 2 8 日（水）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年8月28日(水) 午前11時00分 から 11時30分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
第4	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第8	議案第5号 農地用の買入協議に係る要請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第9	議案第6号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 定刻になりました。ただいまより第3回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変ご苦勞様でございます。今日は大変良い天気です。ここしばらくはこのような天気が続くということです。ただ、本州方面から台風10号が接近しており、本州に上陸するとのことです。北海道への影響はいかばかりかということで予測はつかないのですが、大変強い勢力の台風とのことで心配されるところでございます。

会長 また、先日の農業新聞に隣町の今金町では稲刈りが始まったと載っております。当地区では、昨日下午見検査が行われました。当町では、昨年と変わらない出来なのかなあと思っております。北檜山区のお祭りの9月15日前後に稲刈りになる見込みです。

また、一昨日の大雨によりまして、水田では倒伏が目立っております。わたくしの田んぼでも、稲が倒れまして品質の低下が心配されます。

会長 さて、本日の総会は、報告第1号と議案第6号まででございます。
慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたします。簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長 ありがとうございます。
只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、4番大羽委員、5番西川委員を指名いたします。この指名は、第3回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 報告第1号 農地法第6条の規定による農地保有適格法人の報

告について

議長 「日程第3 報告第1号 農地法第6条の規定による農地保有適格法人の報告についてを議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。

事務局 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について。

農地法第6条の規定により、農地所有適格法人から報告書の提出があったので、報告するものとする。

令和6年8月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 今回は [] と [] の2件から報告書が提出されております。この他に、[] から提出されておりますが、来月の総会で報告いたします。

未提出の法人につきましては、提出するよう事務局より文書を送付いたします。法人の代表に会われた際には、委員のみなさんから報告書の提出を促すようお声掛けをお願いします。

事務局 報告書の詳細について、説明資料をお配りしております。内容が膨大ですので説明は割愛いたします。

今回提出のあった2つの法人に関しましては、要件を満たしており問題ございませんでした。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

委員のみなさんから法人の代表に「報告書を提出してください」となかなか言いづらいと思いますが、提出を促すよう協力をお願いします。

議長 報告第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり報告済みといたします。

【日程第4 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第4 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。

事務局 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知が

事務局 あったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 6 年 8 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 11 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。こちらは、夫の [REDACTED] さんの権利を相続した形です。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、経営規模縮小のためでございます。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、耕作者へ農地を贈与するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。

事務局 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和 6 年 8 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。
番号 13 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

事務局 所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長 「日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。
令和6年8月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の5ページをご覧ください。
番号5番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m²の内 [REDACTED] m²、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、土地造成(風況観測塔、支線等を造成した土地に設置する)、転用事由の詳細につきましては、風況調査のため、風況観測塔を設置するためでございます。転用期間は許可日から3年間、位置図につきましては、6ページの図1のとおりでございます。

事務局 こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございまして、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が3年以内の風況観測で、観測後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 9 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 106 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
㎡、利用目的は牧場、こちらの契約につきましては売買でございます。所有権移転の時期につきましては 2024 年 8 月 28 日、対価の支払期限が 2024 年 9 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。こちらの単価ですが、少々高いのですが、双方合意の上での価格設定でございます。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 107 番。利用権の設定等を受ける者、
、
。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
の計 9 筆、面積が合わせまし

事務局

て 〇〇〇〇㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2024年8月28日、対価の支払期限が2024年10月11日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は 〇〇〇〇〇〇円でございます。

事務局

資料9ページをご覧ください。

番号108番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇〇〇〇〇、面積が 〇〇〇〇〇〇㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年8月28日から2027年8月27日までの3年間、単価が 〇〇〇〇〇〇円、賃貸価格が 〇〇〇〇〇〇円、継続でございます。

事務局

資料10ページをご覧ください。

番号109番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の計4筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇〇〇〇〇㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年8月28日から2027年8月27日までの3年間、単価が 〇〇〇〇〇〇〇〇円、賃貸価格が 〇〇〇〇〇〇〇〇円、新規でございます。

事務局

資料11ページをご覧ください。

番号110番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の計4筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇〇〇〇〇㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年8月28日から2027年8月27日までの3年間、単価が 〇〇〇〇〇〇〇〇円、賃貸価格が 〇〇〇〇〇〇〇〇円、新規でございます。

事務局

資料12ページをご覧ください。

番号111番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の計2筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇〇〇〇〇㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年8月28日から2029年8月27日までの5年間、単価が 〇〇〇〇〇〇〇〇円、賃貸価格が 〇〇〇〇〇〇〇〇円、新規でございます。

事務局

資料13ページをご覧ください。

番号112番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事務局

の計 4 筆、面積が合わせまして ㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 8 月 28 日から 2027 年 8 月 27 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 5 号 農用地の買入協議に係る要請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 8 議案第 5 号 農用地の買入協議に係る要請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 9 ページをご覧ください。
こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 5 号 農用地の買入協議に係る要請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

あっせんの申出のあった、別紙農用地について、農地保有合理化法人による買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、せたな町長に要請するものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。

番号 1 番。農地の所有者、 さん。買入予定者、 さん。所在につきましては、 の計 15 筆、面積が合わせまして ㎡、現況地目は田と畑と用悪水路でございます。場所につきましては、19 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号2番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計6筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田と畑と用悪水路でございます。場所につきましては、20ページの図3のとおりでございます。

事務局

番号3番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計4筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、21ページの図4のとおりでございます。

事務局

番号4番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計4筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田でございます。場所につきましては、21ページの図4のとおりでございます。

事務局

番号5番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計4筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田でございます。場所につきましては、21ページの図4のとおりでございます。

事務局

番号6番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計11筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、21ページの図4のとおりでございます。

事務局

番号7番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計22筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田でございます。場所につきましては、22ページの図5のとおりでございます。

事務局

番号8番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計11筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は田でございます。場所につきましては、23ページの図6のとおりでございます。

事務局

番号9番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]の計2筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、現況地目は

田でございます。場所につきましては、23 ページの図 6 のとおりでございます。

事務局 以上 9 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い致します。

議長 はい。説明が終わりました。

議長 議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 9 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 13 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 6 年 8 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 24 ページをご覧ください。
番号 14 番。所在につきましては[]、[]、[]の 3 筆、面積が [] m^2 、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

2024 年 8 月 20 日に小島代理、金谷委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、25 ページの図 7 のとおりでございます。

事務局 番号 15 番。所在につきましては[]、[]の 2 筆、面積が [] m^2 、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

2024 年 8 月 20 日に小島代理、金谷委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、26 ページの図 8 のとおりでございます。

事務局

番号 16 番。所在につきましては[]、[]の 2 筆、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 8 月 19 日に松崎委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、27 ページの図 9 のとおりでございます。
以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 3 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 27 日

会議録署名委員

4 番 大羽 孝志

5 番 西川 譲

議長 原田 喜博